

## 朝倉市介護予防・日常生活支援総合事業への質問及び回答

H28.2.4現在

	質 問	回 答
1	○現行の予防介護はそのまま移行ということですが、平成28年3月から新規利用者(更新の方)は、総合事業となり、今後検討される事業(サービス)となるのですか？(H28.1.7)	<p>現段階においては総合事業は現行相当分のサービスを実施するところですので、新規利用者であっても受けるサービスの内容は変わりません。</p> <p>しかし、今後は朝倉市独自に地域の実情に応じたサービスを検討していきますので、多様なサービスを受けることが出来るようになれば、利用者のニーズに合ったサービスを選んで利用していただくこととなります。</p>
2	○総合事業を今後、当事業所でも行う場合、通所型サービスは、別に建物を準備し、ミニディ、運動、レクを行うのか、それとも既存の建物を使用してよいか。(日曜が休みの為、その日を利用)(H28.1.7)	<p>平成27年3月31日までに介護予防通所介護及び介護予防訪問介護について県の指定を受けていた事業所が、現行相当のサービスを行う場合は、現行の基準が満たされていれば、現行のサービス利用者と現行相当のサービス利用者が混在していても構いませんので、別に建物等を準備する必要はありません。</p> <p>ただし、現行のサービスと現行相当のサービスを合わせたものが、基準を超えることは出来ません。</p> <p>また、今後検討していく多様なサービスについては別に基準を設けていく予定です。</p>
3	○他の市町村から来てある利用者が更新時、再度支援となった場合、そのまま朝倉市で受け入れられるか？(H28.1.7)	<p>平成27年3月31日までに県の指定を受けていれば、「みなし指定」となっていますので、受け入れは可能です。</p> <p>ただし、詳しくは、利用者の所在する保険者にあたる市町村へお問い合わせください。みなし指定の期間は、各市町村で異なる場合があります。</p> <p>平成27年4月以降に県の指定を受けている場合は、利用者の保険者にあたる市町村から総合事業の指定を受ける必要があります。</p>
4	○第2号被保険者は介護給付のみで、今の予防の方はどうなりますか？(H28.1.15)	<p>第2号被保険者については、特定疾病の確認が必要ですので、基本チェックリストによるサービス利用が出来ず、必ず認定を受けていただきます。</p> <p>要支援の認定が出れば、総合事業のサービス利用が可能です。</p>

5	<p>○(「介護予防・日常生活支援総合事業における介護予防ケアマネジメント(第1号介護予防支援事業)の実施及び介護予防手帳の活用について」P24の通知より) 介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書には個人番号が載ってないのですが、この様式で提出するのでしょうか？(H28.1.15)</p>	<p>掲載しているものは、古いものであり、個人番号(マイナンバー)が載っているものが正式な様式です。</p>
6	<p>○認定を受けられてない方(事業対象者)もデイサービスに来るとい形もあるということですか？(H28.1.15)</p>	<p>基本チェックリストで事業対象者と判断された方に関して、サービス提供できるようになりましたので、認定を受けられてない方が、訪問介護、通所介護を利用することもあります。</p>
7	<p>○事業対象者についての料金形態というのは、別のサービスコード表に記載されますか？(H28.1.15)</p>	<p>事業対象者についても、同じ総合事業用のサービスコードを使用します。 新たに、緩和した基準によるサービスを新たに作る時は、改めてサービスコードをお示します。</p>
8	<p>○事業対象者は、要支援1と要支援2とでは料金が変わるわけではないのですか？(H28.1.15)</p>	<p>事業対象者は、要支援1相当のサービスとなります。一部、例えば、退院してすぐ等、必要な場合は、要支援2相当のサービスを一時的に受けることも可能です。 要支援2の認定を受けていた方が、基本チェックリストにより事業対象者になった場合は、要支援1相当のサービスとなり、今までのサービスの回数を受けられないこともありますので、ご注意ください。</p>
9	<p>○みなしのサービスコード表の見方でわからないところがあります。1日につきというものがでてきてるのですが。(H28.1.15)</p>	<p>今回、お示しています朝倉市介護予防・日常生活支援総合事業費単位数サービスコード表は、国保連合会が統一で示しているものであり、新たに1日につきというものができています。朝倉市では現行のサービスコードを使用することにしておりますので、新たなサービスコードは使わない予定です。</p>
10	<p>○通所介護事業所ですが、新しく認定を受けての要支援1、2の方なのか、更新の方なのかというのは、事業所として判断するときは、認定年月日のところを見るしかないわけですか？(H28.1.15)</p>	<p>同じ要支援の方でも、認定開始日によって、介護予防事業の対象者か総合事業の対象者かを判断しなければならないため、分かりづらいと思いますが、ケアマネージャーと連携をとっていただいて、確認をお願いします。</p>
11	<p>○定款の変更についてですが、3月のスタートまでには、まず社会福祉法人は間に合わないと思うのですが、実際3月から事業スタートしてもよろしいものなのですか？(H28.1.15)</p>	<p>基本的には間に合わせていただければと考えています。 間に合わない場合は、定款の変更申請の提出だけでもお願いします。</p>

12	○例えば、認定の更新時期が8月とすれば、8月までは現行の契約書で、8月更新の時には新しい契約書及び重要事項等ということよろしいですか？(H28.1.15)	お見込のとおりです。朝倉市では、更新時期が来て切り替えたタイミングで、サービスコード表、契約書、重要事項説明書等の移行をしていただくこととなります。
13	○現在、事業所名に介護と介護予防の名称をつけた看板があるのですが、今回、総合事業の分も作らないといけないですか？(H28.1.15)	いずれ介護予防通所介護と介護予防訪問介護については、総合事業へ切り替わるようになりますので、各事業所で、看板と事業とが合わないと思われるタイミングで、変えていただければと考えます。